

よくあるご質問

<認定請求について>

Q 所得制限が撤廃されるなら、請求者は父母どちらでもいいですか。

A 児童を養育する父母等のうち主たる生計維持者（所得が高い方）が請求者となります。
父母間で合意があっても請求者を選ぶことはできません。

Q 請求者が単身赴任等で熊取町外に住んでいる場合はどうなりますか。

A 請求者の住民票のある市町村で申請してください。その際、追加で書類が必要となる場合があります。請求者の住所地へお問い合わせください。

Q 児童が父母と別居し、父母以外（例：祖父母）と同居しています。誰が請求者になりますか。

A 別居していても父母が児童に係る生活費の負担をしている場合や、定期的な面会を行っている場合は、父母のうち所得が高い方が請求者となります。

Q 児童の養育については祖父母が担っています。請求書は誰になりますか。

A 父母が生活費の負担や定期的な面会を行っておらず、監護していると言えない場合は、実際に児童と同居している者のうち、最も所得が高い者が請求者となります。

Q 現在、配偶者とは離婚協議中で別居しています。どちらが請求者となりますか。なお、所得は配偶者の方が高いです。

A 離婚協議中で配偶者と別居している場合は、父母のうち児童と同居している方（※）が請求者となります。その際、離婚協議中であることが分かる書類（離婚調停の期日通知書等）の添付が必要です。詳細については生活福祉課に直接お問い合わせください。

※住民票上、同住所になっていることをいいます。

Q 現在、配偶者から DV を受け避難しています。どこの市町村に申請すればいいですか。

A 熊取町外に避難している場合は、避難先の市町村にご相談ください。別の市町村に住民票があり、児童とともに熊取町に避難している場合は生活福祉課まで直接お問い合わせください。

<監護相当・生計費の負担についての確認書について>

Q 大学に通っていない場合（例：就職している、浪人生等）も多子加算のカウント対象になりますか。

A 年齢で区分されるため、必ずしも大学等に通っている必要はありません。ただし、以下2点の要件を満たしている必要があります。

- ① 受給者が、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている
- ② 受給者が、その子に係る生計費の負担をしている（これを欠くと通常的生活水準を維持できない程度）

よって、大学生年代の子が自身に係る生活費を全て賄っている場合などは対象になりません。

Q 監護に相当する世話や保護とは具体的にどのようなことですか。

A 同居し、日常生活を共にしていることや、別居していても定期的に面会していること、精神的なサポートを行っていることが挙げられます。

Q 大学生年代の子と別居しています。申請はできますか。

A 別居していても①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていて（例：帰省のたびに面会している）、②その子に係る生計費の負担をしている（例：学生寮の寮費を負担している）場合は確認書の提出が可能です。本人確認書類を添付の上、確認書をご提出ください。

Q 大学生年代の子とは別居していて、金銭の援助はしていませんが、食料品などの生活必需品を仕送りしています。そのような場合でも「生計費の負担をしている」に該当しますか。

A 「生計費の負担をしている」とは受給者の収入により、生活費の全部又は一部を賄っており、これを欠くと通常的生活水準を維持できない場合をいいます。その内容が金銭でなくても、それを欠くと通常的生活水準を維持できない場合は、「生計費の負担をしている」ことに該当します。

Q 大学生年代の子がすでに婚姻しています。多子カウント対象にできますか。

A 当該子について、生計費の負担があり、監護相当である場合はカウント対象にすることができます。ただし、婚姻や出産を機に父母から独立して生計を営んでいる等の状況であればカウント対象にできません。